

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		個人施行者のマンション建替事業の施行の認可
根拠条例・規則等名		マンションの建替え等の円滑化に関する法律
条 項		第 4 5 条
所 管 部 課		建設局 建築部 住宅政策課（電話：048-829-1518）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	・ 審査基準は、法第 4 8 条の定めによる。
	設定等年月日	平成 26 年 12 月 24 日設定 平成 26 年 12 月 24 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合はその理由）	4 5 日 ただし、申請図書等の不備が確認されたものについては、この限りではない。
	設定等年月日	平成 26 年 12 月 24 日設定 平成 26 年 12 月 24 日最終改正
備 考		